

告 示

埼玉県告示第三百八号

平成二十四年埼玉県告示第七百五十号（介護保険法施行条例第三百九条第二項第四号等の知事が定める手順）は、廃止する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕